

# 北小平尾自治会規約

平成16年9月30日付けで、地縁団体として認可

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本会は、第4条に定める区域における住民相互の連絡、環境の整備、本会所有施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、そのための不動産又は、不動産に関する権利等を保有する。

### (名称)

第2条 本会は、北小平尾自治会と称する。

### (事務所)

第3条 本会の事務所は、小平尾町399番地に置く。

### (区域)

第4条 本会の区域は、生駒市小平尾町1番地から1,000番地未満の区域とする。

### (事業)

第5条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) 地域福祉相互扶助活動
- 2) 生涯学習活動
- 3) 自治会館等所有不動産等の維持管理
- 4) スポーツレクリエーション活動
- 5) 青少年の健全育成事業
- 6) 会員相互の連絡調整
- 7) その他本会の目的達成するために必要な事業

## 第2章 会員

### (会員)

第6条 本会の会員は、第4条に定める区域に住所を有する個人とする。

### (入会)

第7条 会員として入会しようとするときは、会長が別に定める入会申し込み書に

より、会長に申し込まなければならない。

- 2 会長は、会員の入会については、正当な理由がない限り加入を拒むことはできない。

(会費及び入会金等)

第8条 会費は1か月400円とする。

- 2 新規に会員になる場合は、次の費用を合わせて納入しなければならない。  
入会金 30,000円 但し住宅購入による環境整備費、会館運営費を含む。
- 3 前2項の規定は、同一世帯に複数の会員が存在する場合にあっては、2人目以上については免除する。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- 1) 第4条に定める区域内に住所を有しなくなったとき。
- 2) 退会したとき。
- 3) 死亡し、又は失踪宣言をうけたとき。
- 4) 1年以上会費を滞納したとき。
- 5) 総会において、除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、会長が別に定める脱会届けを会長に提出して、任意に脱会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において会員総数の4分の3以上の決議に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

- 1) 本会の規約に違反したとき。
- 2) 本会の目的及び活動を著しく阻害する行為をしたとき。
- 3) 本会の名誉を著しく傷つける行為をしたとき。

(抛出金品の不返還等)

第12条 既納の会費、入会金及びその他抛出金品は、返還しない。

- 2 会員は、退会に伴い、本会に関して有する一切の権利を喪失する。

### 第3章 役員

(種類及び定数)

第13条 本会に次の役員を置き、会長をもって地方自治法上の代表者とする。

|      |               |
|------|---------------|
| 会長   | 1名            |
| 副会長  | 2名 (内1名は代表幹事) |
| 会計   | 1名            |
| 会計監査 | 3名            |
| 幹事   | 若干名 (各班長)     |

以上のほか必要に応じて委員を置くことが出来る。

(選任等)

第14条 会長は、総会において会員の中から選任する。

- 2 幹事は各班で選出して総会で選任する。他の役員については役員会で選出する。
- 3 役員は、相互にこれを兼ねることが出来ない。
- 4 会長に異動があったときは、総会の議事録を添えて、遅滞なく生駒市長に届け出なければならない。

(職務)

第15条 会長は、本会を代表しその業務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。但し、本会を代表することはできない。
- 3 幹事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を分担処理する。
- 4 会計は、本会の財務業務を処理する。
- 5 会計監査は、次に掲げる業務を行う。
  - 1) 会計及び財産状況を監査する。
  - 2) 会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会に報告する。
  - 3) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会又は役員会の招集を請求する。

(任期)

第16条 役員の任期は、2年とする、但し、再任は防げない。

- 2 補欠又は増員により選出された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において3分の2以上の決議に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、決議する前に弁明する機会を与えなければならない。

- 1) 心身の故障のため職務を執行に堪えないと認められたとき。
- 2) 業務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第18条 役員には、別に定める役員報酬規程に基づき報酬を支払う。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 役員報酬の規程の改廃は、総会において決定する。

#### 第4章 総 会

(総 会)

第19条 本会の総会は、通常総会、臨時総会の2種類とする。

(構 成)

第20条 総会は、会員をもって構成する。

(権 能)

第21条 総会は、この規定で別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を決議する。

(開 催)

第22条 通常総会は、毎年度1回、1月の第3日曜日に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - 1) 会長が必要と認めたとき。
  - 2) 会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求

があったとき。

- 3) 第15条第5項第3号の規定により、会計監査から招集の請求があったとき。

(招 集)

第23条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第26条 総会の議事は、この規約で別に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決権等)

第27条 やむを得ない理由の為総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 1) 日時及び場所
- 2) 会員の現在員数、出席者数及び出席者名（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）
- 3) 審議事項及び決議事項

- 4) 議事経過の概要及びその結果
  - 5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名及び押印をしなければならない。

## 第5章 役員会

### (構成)

第29条 役員会は、会長、副会長、幹事及び会計をもって構成する。

### (権能)

第30条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- 1) 総会に付議すべき事項
- 2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- 3) その他総会の議決を要しない本会の業務の執行に関する事項

### (開催)

第31条 役員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 1) 会長が必要と認めたとき。
- 2) 第15条第5項第3号の規定により、会計監査から招集の請求があったとき。

### (召集)

第32条 役員会は、会長が召集する。

- 2 会長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に役員会を召集しなければならない。
- 3 役員会を召集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、すくなくとも2日前までに通知しなければならない。

### (役員会の議長)

第33条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

### (役員会の定足数)

第34条 役員会は、第25条から第28条までの規定を準用する。この場合においては、これらの規定中「総会」及び「会員」とあるのをそれぞれ「役員会」及び「会長、副会長、幹事及び会計」と読み替えるものとする。

## 第6章 財産及び会計

### (財産の構成)

第35条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 1) 会費
- 2) 入会金
- 3) 自治会館運営資金
- 4) 寄付金品
- 5) 不動産及び不動産に関する権利
- 6) 財産から生じる収入
- 7) 事業に伴う収入
- 8) その他の収入（別に定める会館使用料等）

### (財産の管理)

第36条 本会の財産は、総会の議決を経て、会長が管理する。

### (経費の支弁)

第37条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

### (事業計画及び予算)

第38条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、総会において出席者の3分の2以上の議決を経なければならない。

### (事業計画及び決算)

第39条 本会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、会計監査を受け、総会において3分の2以上の議決を経なければならない。

### (会計年度)

第40条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

## 第7章 規約の変更及び解散

### (規約の変更)

第41条 この規約は、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経なければ変更することができない。

### (解 散)

第42条 本会は、地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号及び第4号並びに同条第2項第2号の規定によるほか、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経て解散する。

(残余財産の処分)

第43条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経て処分する。

## 第8章 補則

(事務局の設置)

第44条 本会の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

(委 任)

第45条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

## 附則

(施行期日)

- 1 この規約は、本会の設立議決のあった日から施行する。

(経過措置)

- 2 本会の設立当初の役員は、設立総会の定めるところとし、その任期は16条の規定にかかわらず、平成17年1月31日までとする。
- 3 本会の設立当初年度の事業計画及び予算は、第40条の規定にかかわらず、設立議決のあった日から平成16年12月31日までとする。

附則

この規約は生駒市長の認可があった日から施行する。(平成16年9月30日)

(別途事項)

規約第45条による、本会の運営に必要な事項。

総会の議決で決まった事項

- イ) 規約の定め外のもので、規約に抵触しない旧会則の項目及び他の決まりは、これを遵守する。
- ロ) 自治会内での工事迷惑料（道路掘削等）は従来慣例に従い1件につき、3,000円を申請者から徴収する事を明記する。（会長窓口）
- ハ) 第13条、第14条、第29に準じて役員構成するが会長は本会の業務を総括する間は必要に応じて役員、委員を自治会員の中から選べ、役員会で選任して役員構成に入れられる。

# 役員構成

|            |     |       |    |               |  |
|------------|-----|-------|----|---------------|--|
|            |     |       |    |               |  |
|            |     |       |    |               |  |
|            |     |       |    |               |  |
|            |     |       |    |               |  |
|            |     |       |    |               |  |
|            |     |       |    |               |  |
| 幹事<br>(班長) | 若干名 | 各班で選出 | 総会 | 各班の任期に<br>準じる |  |

|  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |